# 1-(3)客引き行為等の禁止等に関する条例の全面施行について

### 1 全面施行に向けて

令和3年4月1日に条例が一部施行され、

4月30日には、岐阜駅北地区を「客引き行為等禁止区域」に指定、

その周知・啓発活動を実施してきた。

この間、「客引き行為等対策指導員」を警察 OB から3名雇用し、

禁止区域内の客引きの実態把握等を行ってきた。

また、禁止区域を示す**案内看板**(2か所)や **路面標示**(44か所)等の設置も完了した。



### 2 条例の全面施行

10月1日からは、いよいよ条例が全面施行となり、

禁止区域内の公共の場所(道路や公園)で、すべての客引き行為等が禁止される。

⇒同日から、

客引き行為等対策指導員が巡回し、違反者に対し指導等を実施する。

条例の全面施行に合わせ、同日、市長も参加し、

地域の皆様、警察と合同で、啓発及び合同パトロールを実施する。

→後ほど、担当課よりプレスルームにて直接ご説明する。

## 3 禁止する行為

本条例により、禁止区域内において客引き行為等を**行うこと**や、 事業者が客引き行為等を**行わせること**は**禁止**となる。

⇒具体的な禁止行為は、お手元にお配りしたチラシに記載。

### 

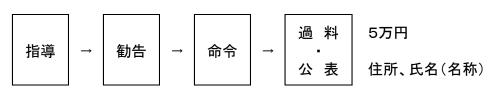
## 4 違反行為があった場合

巡回する指導員により、**行政指導(指導、勧告)**を行い、 その後も、違反行為を止めない場合は、**行政処分(命令)**を行います。

⇒命令に違反した場合や、立入検査拒否・虚偽報告が行われた場合は、 過料(5万円)を科し、氏名等を公表する。

行為者等を罰するほか、法人等に対しても過料(5万円)を科す。(両罰規定)

### 過料を科すまでの流れ



初めに(口頭及び書面による)**指導**をし、それでも違反を続けると**勧告**をします。 それでも違反を続けると(弁明の機会を与え)**命令**します。 その後更に違反を続けると(更に弁明の機会を与え)**過料**を科し、氏名等を公表します。

## 5 まとめ

こうした取り組みを通じ、

市民の皆様が不安を感じることなく、当該地域を通行し、

あるいは利用できる環境を確保し、

*→*ひいては、

安心・安全で快適なまちづくりに寄与して参りたい。

#### <参考>

### ■条例制定の経過

令和2年 2月	条例制定の要望 【860名の署名】
7月	市民アンケート(9割以上が必要)
8月	来街者アンケート(6割以上が必要 、 客引き実態調査
11 月	パブリックコメント(52%賛成、反対 10%)
令和3年 3月	「岐阜市客引き行為等の禁止等に関する条例」制定

### ■条例制定後の活動等

令和3年4月1日	「岐阜市客引き行為等の禁止等に関する条例」一部施行
4月28日	客引き行為等禁止区域(岐阜駅北地区)を指定
4月30日	啓発イベント(市長参加)
7月 1日	客引き行為等対策指導員(警察 OB 3 名)の雇用
(この間)	啓発活動(店舗へのチラシ配布、客引き行為者への啓発) 案内看板(2 か所)、路面標示(44 か所)の設置
10月 1日	「岐阜市客引き行為等の禁止等に関する条例」全面施行 啓発・合同パトロール(市長参加) 及び 巡回指導の開始